

事務連絡
平成28年11月2日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳

故崇仁親王御葬儀の当日における弔意表明について

内閣府より国土交通省を經由して、故崇仁親王御葬儀の当日（平成28年11月4日）に哀悼の意を表するため、別添のとおり協力要請がありました。

つきましては、貴会並びに会員企業におかれても適切なる対応での弔意表明についてご配慮をお願いいたします。

以上

国官総第168号

平成28年10月31日

あて先別紙 殿

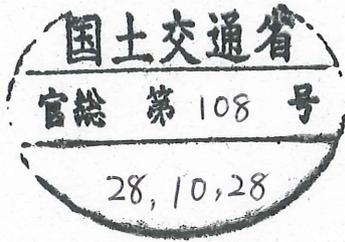
大臣官房長

(公印省略)

故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、内閣官房長官から別添のとおり通知があったので、通知します。

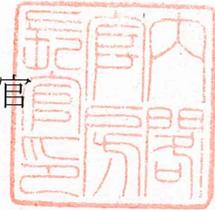
また、貴局等内及び関係機関（独立行政法人等を含む）に対しても周知願います。



内閣閣第 179 号
平成 28 年 10 月 28 日

国土交通事務次官 殿

内閣官房長官



故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり決定したので、通知します。
なお、貴管下の関係機関に対してもしかるべく御配慮願います。

故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

〔平成 28 年 10 月 28 日〕
〔内閣官房長官決定〕

故崇仁親王御喪儀の当日（平成 28 年 11 月 4 日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚すること。

なお、弔旗掲揚については、大正元年閣令第 1 号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

- 2 各府省は、前項と同様の方法により哀悼の意を表するよう各公署等に対し、協力方を要請すること。

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件

〔大正元年七月三十日
閣令第一号〕

大喪中國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

